



食品ロス削減に向けた課題と対応



農林水産省食料産業局

1 日本の食品ロスの状況



国民1人当たり食品ロス量

1日約139g

※ 茶碗約1杯のご飯の量に相当

年間 約51kg

※ 年間1人当たりの米の消費量 (約54kg) に相当



資料:総務省人口推計(28年度) 平成28年度食料需給表(概算值)

2 事業系食品ロスの発生量及び削減目標

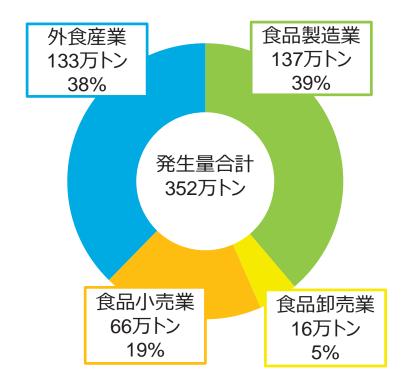
- ✓ 食品関連事業者から発生する事業系食品ロスの発生量は近年330~350万トンで横ばいで推 移。業種別では、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割で大部分を占める。
- ✓ 食品リサイクル法の基本方針において、事業系食品ロス量を2000年度比で2030年度までに 半減させる目標を設定。

〈事業系食品□ス削減に関する目標〉

食品ロス量(万トン)



〈事業系食品ロス(可食部)の業種別内訳〉 (平成28年度推計)



3 事業系食品ロスの発生要因と対策の方向

- ✓ 食品口スの発生要因としては、いわゆる3分の1ルール等の商慣習や消費者の過度な鮮度志 向など。
- ✓ 事業系食品ロス削減に向けて、製配販の連携や消費者の理解の促進などフードチェーン全体 での取組が必要。

	主な食品ロスの発生要因	対策の方向
食品製造業	○商慣習 ・食品小売業において賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない ・先に入荷したものより前の賞味期限のものは入荷しない	○商慣習の見直し
食品卸売業		
食品小売業		
	○販売機会の損失を恐れた多量の発注	○需要に見合った販売の推進
		- ○フードバンクとの連携
	○消費者の過度な鮮度志向や賞味期限へ の理解不足	
		○消費者への啓発
外食産業	○消費者の食べ残し	○消費者への啓発 4

4 事業系食品ロス削減に向けた取組① (商慣習の見直し)

- ✓ 過剰在庫や返品等によって発生する食品口ス等は、フードチェーン全体で解決する必要。
- ✓ このため、製造業・卸売業・小売業の話し合いの場である「食品口ス削減のための商慣習検討り、その取組を支援。
- ✓ 平成24年度から、製造業・卸売業・小売業の話し合いの場を設け、常温流通の加工食品は 「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進。

納品期限の緩和

賞味期間の1/3までに小売に納品しなければならない商慣習上の期限(1/3ルール)を1/2に緩和。



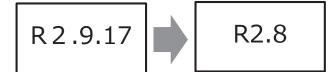


同時に

推進

賞味期限の年月表示化

日付逆転の防止や省力化の観点から、年月日ではなく、年月で賞味期限を表示。



賞味期限の延長

- ○納品期限の緩和を推奨する品目 清涼飲料、菓子(賞味期間180日以上)、カップ麺
- ○納品期限を見直した企業 (94社 (令和元年10月25日時点)) (総合スーパー12社、食品スーパー42社、生協24社、コンビニエンスストア8社、ドラッグストア・薬局8社)

4 事業系食品ロス削減に向けた取組②(需要に見合った販売の推進:恵方巻きのロス削減)

- ✓ 平成31年1月に、小売業者の団体に対し、恵方巻きの需要に見合った販売を呼びかけ。
- ✓ 製造計画の見直しやサイズ構成の工夫等の取組を行った結果、約9割の小売業者が前年よ り廃棄率が改善。
- ✓ 令和2年も引き続き呼びかけを行い、恵方巻きの□ス削減に取り組む小売事業者に消費者 向けPR資材を提供し、事業者名(43事業者)を公表

<小売業者の団体への呼びかけ内容>

貴重な食料資源の有効活用という観点を踏まえた上で、需要に見合った販売の推進について会員企業への周 知をお願い。

【小売店の販売の工夫の例】 <平成31年2月恵方巻きの廃棄の削減状況に係る調査結果> ・時間帯別製造計画の策定 ・売れ行きに応じた店内製造の 【節分時の廃棄率(金額)の前年比較】 【廃棄率の削減割合】 (回答計数75計) 調節 (回答社数64社) 前年度とほぼ ・ハーフサイズの品揃えの増加 変わらず 前年度より増加 (9%) 予約販売の強化 2割未満削減 (4%)(22%)6割以上削減 <令和2年PR資材の例> (31%) 恵方巻きのロスを 2割~4割削減 前年度より減少 なくすのん! (25%)(87%) 4割~6割削減 (22%)(調査概要) 事務連絡の発出先である食品小売団体(7団体)に対して調査を依頼し、75社から回答を得た 私達は、農林水産省と一緒に、 (調査期間:2019年2月~4月、回収率:18.8%) 恵方巻きのロス削減に取り組んでいます お店の名前 X 農林水通

4 事業系食品ロス削減に向けた取組③ (フードバンク、消費者啓発)

- ✓ フードバンクの信頼性向上と取扱数量の増加に向け、
 - ・食品の衛生的な取扱いやトレーサビリティの確保等に関する手引きを作成・公表。
 - ・フードバンクと食品関連事業者、地方自治体等との情報交換会を全国で開催。

〈フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き〉 (2016年11月公表、2018年9月改正)

(主な内容)

- ①食品の提供又は譲渡における原則
- ②関係者におけるルールづくり
- ③提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理の手順
- ④情報の記録及び伝達(記録表の様式)

〈情報交換会の開催実績〉

・30年度には、全国10箇所で開催し、全体で約450名が参加。





- ✓ 消費者啓発に向け、
 - ・令和元年10月(食品ロス削減月間)に、小売店において啓発ポスター等を掲示。
 - ・飲食店舗における食品提供時の工夫等を例示した事例集を作成・公表。
 - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国際的スポーツ大会に参加 する選手等を対象に、啓発資材等を活用した効果的な食品ロス削減手法を調査

〈小売店の店頭用啓発資材〉

〈飲食店等の食品ロス削減のための好事例集〉







(取組例)

- ・食べきりを推進している 店舗であることがわかる シールを店頭に掲示。
- ・食べきった人に割引券を プレゼント
- ・小盛り提供





飲食店等における「食べきり」の促進



- ✓ 消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省の連名で、「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」を衛生的な観点を含め作成し、外食関係団体や地方公共団体等へ通知(平成29年5月16日)。
- ✓ さらに、これをわかりやすく示した「外食時のおいしく『食べきり』ガイド」を作成・普及(令和元年5月20日)。

1 食べきりの促進

【消費者の方へ】

- ・小盛り、小分けメニューの活用
- ・自身の適正量に見合った注文
- ・年齢層、男女比等に配慮したメニュー選択
- ・30・10運動の実施

【飲食店の方へ】

- ・小盛り、小分けメニューの採用
- ・料理を出すタイミングや客層に応じた工夫の実施
- ・幹事との食事量の調整
- ・食べきりへのインセンティブの付与

2 食べ残し料理の「持ち帰り」は自己責任の範囲で

【消費者の方へ】

- ・帰宅後に加熱が可能なものを量を考えて持ち帰る
- ・自ら料理を詰める場合は清潔な容器等を使用
- ・帰宅まで時間がかかる場合は持ち帰らない
- ・持ち帰った料理は帰宅後速やかに食べる

【飲食店の方へ】

- ・衛生上の注意事項を十分に説明
- ・十分に加熱された食品を提供
- ・清潔な容器や箸などを使って詰める
- ・外気温が高い場合、持ち帰り休止か保冷剤の提供

【京都市の例】



【ドギーバッグ普及委員会】

